



事務所衛生基準規則の一部を改正する省令案 概要

令和 4 年 1 月 31 日

労働基準局安全衛生部労働衛生課

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令案（概要）

第1 事務所衛生基準規則の一部改正

1 空気調和設備等による調整

現行

現在の事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）第5条第3項において、事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が17度以上28度以下になるように努めなければならない旨規定されている。

改正の内容

事業者が空気調和設備を設けている場合の、室の気温の努力目標値について、18度以上28度以下とすること。

※WHO（世界保健機関）が、冬期の高齢者における血圧上昇に対する影響等を考慮して、室内温度のガイドラインにおける低温側の基準として18℃以上を勧告したことを踏まえて改正を行うものであり、同様の観点から改正される建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）における基準（令和3年12月24日公布、令和4年4月1日施行）とも整合性が図られることとなる。

第2 施行期日等

公布日：令和4年3月上旬（予定）

施行期日：令和4年4月1日（予定）